人身売買罪につき,被害者に対する 「支配」の有無が争われた事例

東京高等裁判所 (第4刑事部) 平成22年 7月13日判決 (平成21年 (う) 992号, 人身 売買被告事件) 東京高等裁判所 (刑事) 判決 時報61巻167頁, 高等裁判所刑事裁判速報集 (平22) 号88頁

森山亜美

【事実の概要】

本判決によれば、以下のような事実が認められる。なお、報道によれば、本件における一連の行為は、国際的な人身売買組織によるものであり、中国マカオのブローカーから指示を受けた P が被告人 X 、 A 及び B とともに行動していたとみられる。

中国・マカオのブローカーは、V (当時17歳) 及びW (当時18歳) (以下、V及びWを合わせて「被害者ら」という) に対して、日本のカラオケ店で客に酒を提供する仕事を紹介し、渡航費用が被害者らの負担となることについても説明をした。被害者らは来日を決意したが、このうち、売春行為に従事する可能性があることを認識していたのはWのみであった。なお、受入れ先とされていた飲食店では、当初より被害者ら

⁽¹⁾ 東京新聞2008年10月23日夕刊9面。

190(134) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

を雇用する予定はなく、同店の経営者Bはその旨をマカオの組織に伝えたものの、被害者らの来日が決定した。その後、被害者らは、渡航費用をブローカーに立て替えてもらい、特段ブローカーらから動静を監視されることなく、2006年8月29日に来日した。

被害者らは、雇用先が未定であって、地理に不案内であり、日本語能力に乏しく、さらに所持金もわずかであった。Bの友人であるPは、このような事情を知っていた上で、Aに被害者らの送迎を依頼し、両者にて、Aの父の運転する車で被害者らを成田国際空港に迎えに行き、同市内においてB名義で借りられていて当時空き家であったAの管理下にある借家(以下、「本件借家」という)に被害者らを連れて行った。XはPとともに本件借家を訪問した際、被害者らから、マカオのブローカーに148万円の借金がある(Vには77万5000円、Wには70万5000円の借金があった)ことや雇用先が未定であること等を聞いた。そこで、XとPは、スナックSの経営者であるQに被害者らを雇用するよう依頼した。その際Qに提示した条件は、債務総額148万円に2人分で10万円の手数料を加えた158万円をXに支払うというものであった。その後、Xは、本件借家に被害者らを宿泊させることとし、同借家にいたAに被害者らを預けて帰宅した。

Aは被害者らを本件借家の2階に寝かせ、自分はゴルフクラブ1本を持ち込んで1階で寝た。その際、被害者らは、自由に飲食しAと日常会話もした上、Aから国際電話のプリペイドカードをもらい、自由に本国に国際電話をかけていた。また、Aは、被害者らに物理的又は心理的な圧力を加えるような言動に及ばなかった上、被害者らのパスポートを取り上げるようなこともなかった。

翌日の午後3時半頃、Aは、被害者らを連れてくるようPから電話を受け、被害者らを車で集合場所に連れて行き、午後6時半頃にXと合流し、被害者らの身柄を引き渡して立ち去った。Xは、午後8時すぎに車でQの所に行き、被害者らがスナックSで売春行為に従事させられるこ

とを認識しながら、その身柄をQに引き渡して、その後、複数回に分け Qから総額158万円を受け取った。なお、被害者らはQに身柄を引き渡 されるまでの間、Xらから心理的な圧迫感等を感じてはいなかった。

被害者らは、Qにパスポートを預け、スナックSで働く他の女性らと一緒にQの家に住み込み、スナックSに来た客を相手に、Qが逮捕されるまでの約10日間で、各6回又は10回程度の売春をした。

以上のような事実をもとに、A及びXは、その行為が人身売買(売渡し)罪(刑法226条の2第4項)にあたるとして起訴された。原判決は、Aについては、Xらと共謀の上、被害者らを本件借家に宿泊させ逃亡防止のために見張りをしていたことや、被害者らの稼働場所が見付かることにAが利害関係を感じていたことを総合すると、被害者らの身柄をXに引き渡すまでのAによる一連の行為は、被害者らを稼働先に引き渡すまでの身柄の保全行為であり、被害者らを自己の不法な支配の下に置いていたことは明らかであるとした。その上で、Xについても、被害者らに雇用先として売春スナックを紹介した後、被害者らを本件借家に宿泊させ監視した後で、被害者らが売春行為に従事させられることを認識しながら、158万円を対価として支払う条件でQにその身柄を引き渡した行為につき、Aらと共謀の上、被害者らを自己の不法な支配の下に置いていたことは明らかであるとし、両者に関し人身売買罪の成立を肯定した。

これに対し, Xの弁護人は, 不法な支配の有無を判断するには, 「場所的移動の有無やその程度, 自由拘束の程度やその時間の長短, 対象者

⁽²⁾ 被害者が母親にメールで助けを求めたことにより本件が発覚したようである(毎日新聞2006年10月23日朝刊27面)。

⁽³⁾ 本件の事実認定からは、Qが被害者らの身柄の引渡しを受けたのち、被害者らをどのように扱ったかという点の多くは不明である。また、Qによる一連の行為がいかなる罪に問われたかも明らかではない。なお、この点に関しては後掲注(30)参照。

⁽⁴⁾ 千葉地判平成22・4・30 (公刊物未登載)。

192(136) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例(森山)

の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等あらゆる要素を総合考慮」する必要があるとし、こうした点について審理を尽くすことなく不法な支配の確立を認定した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認があると主張して控訴した。

【判旨】

破棄自判,無罪 [確定]

- (1) 人身売買罪にいう「人を売り渡した」(刑法226条の2第4項)とは、対価を得て現実に人身に対する不法な「支配」を買受人に引き渡すことをいうのであるから、まずもって、被害者を売り渡す側において、被害者を自己の支配下に置くことが必要である。そして、被害者を自己の支配下に置いたといえるためには、必ずしも被害者の自由を完全に拘束することまでは必要ないものの、被害者に対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせることを要するところ、その「支配」の有無については、弁護人の所論指摘の諸要素を総合考慮して決定されるべきものと解される。
- (2) Aの一連の行為が、被害者らの心理にどのような影響を与えていたかを具体的にみてみると、(中略) 同人において、そのゴルフクラブをことさら被害者らに示したことはなかったばかりか、Aがゴルフクラブを本件借家に持ち込んでいることを被害者らが認識していたと認めるに足りる証拠もないのであるから、Aが、このゴルフクラブで、逃げたりしないように被害者らを威圧し、あるいは、威圧しようとしたとまで認めることはできない。(中略) 被害者らは、同人から国際電話のプリペイドカードを分けてもらい、自由に本国に国際電話をかけたりするなど、かなり気ままに振る舞っていたほか、(中略) 和気あいあいと会話

⁽⁵⁾ Aについては、Xとともに原審で有罪判決を受けた後、控訴がなされなかったため、その判決が確定している (高検速報 (平22年) 88頁、92頁)。

をしていたこともうかがわれるのであり (中略), その間, 同人が, 被害者らのパスポートや携帯電話等の所持品を取り上げたり, 被害者らに対し, Aの下を勝手に離脱させないために, 物理的又は心理的な圧力を加えるような言動に及んだといった状況も, 格別見当たらない。被害者らも, 被告人やAと一緒にいた間に, 被告人らに対し, 畏怖の念を抱いたり, 心理的な圧迫感を感じるなどして, その影響下から離脱することができなかったということをうかがわせる趣旨の供述は, 一切していないのであるから, 被告人らがそうした言動に及んだと認めることは困難であるというほかはない。

- (3)被告人やAらが、(中略)被害者らを自動車に乗せたり、本件借家に泊めたりしたことや、Qに被害者らを引き渡し、Qから158万円を受け取ったことは認められるものの、その間、被告人らが、被害者らに対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者らを置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせて、被害者らを支配下に置いたと認定するに当たっては、これを基礎付ける事情に乏しいだけでなく、かえって、これに疑いを抱かせる諸事情すら存するといわざるを得ないのである(さらに、被告人やAが、被害者らに対し、あえて、自己の影響下から離脱することを困難にさせて、自己の支配下に置くための言動に及ぶような場合には、それに見合った動機があるのが通常であると考えられるところ、関係証拠を精査しても、被告人らが、本件に加担したことにより報酬等の利益を得た形跡はなく、その他、被告人らにつき、そうした言動に及ばなければならないような、納得し得る動機を認めることは困難であるということも、付加して指摘することができる。)。
- (4) 被害者らが、被告人らから、上記の借金を負っていることに関連付けて、同店で売春をすることを強いるような言動に及ばれるなどして、心理的な圧力を加えられたというような状況はうかがえないのであるから、たとえ被告人が、被害者らが同店で売春をすることになる旨を認識

194(138) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

しながら、被害者らをQに引き渡したとしても、被告人らの被害者らに 対する「支配」の有無に関する判断が左右されるものではない。

- (5) 被害者らが、(中略) 日本においては、被告人らを頼らざるを得ない状況にあったことは、検察官の所論指摘のとおりであるが、被害者らがそうした状況にあり、かつ、被告人らがそのことを認識していたからといって、直ちに、被害者らが被告人らの下を離脱することができなかったと認められるものではなく、まして、被害者らの身柄の移転があったと認定できる場合には、原則として、被害者らに対する「支配」があったと認められるものでもなく、要するに、「支配」の有無を判断するに当たっては、被告人らが行った行為や被害者らの心理状態等について具体的に検討する必要があるというべきであり、したがって、検察官の所論は、採用することができない。
- (6) 被告人らが被害者らを自己の支配下に置いたと認めることに疑いを抱かせる諸事情すら存するのであるから、そうした疑いが解消されない限り、被告人らが、被害者らに対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者らを置き、自己の影響下から離脱することを困難にしたものと、合理的な疑いを超えて認定することはできないというべきである。

【評釈】

_

本件は、2005年に新設された人身売買 (売渡し) 罪 (刑法226条の2 第4項) における「人を売り渡した」の意義に関連して、被害者に対する事前の「不法な支配」が要件となることを前提として、その有無が初

⁽⁶⁾ 立案担当者の解説によれば、人身売買罪の成立要件には、不法な支配の設定、対象者の身柄の移転、買受人と売渡人の間に対価の授受が認められることが含まれるとされている(久木元伸ほか「『刑法等の一部を改正する法律』について」曹時57巻(2005年)11号23頁、48頁)。同じ立場に立

めて正面から争われた事例である。本罪に関する先例としては、前橋地 裁平成18年8月24日判決(公刊物未登載)がすでに紹介されているが、 そこでの主な争点は共同正犯の成否にあった。これに対して、本件では、 被害者への一定程度の自由拘束に加え、身柄の移転があったとされたに もかかわらず、不法な支配の確立を否定し、その有無の判断にはあらゆ る要素を総合考慮する必要があると判示されている。

- つ学説として、たとえば、川端博『刑法各論講義』(成文堂、第2版,2010年) 182頁、高橋則夫『刑法各論』(成文堂、2011年) 111頁、須之内克彦『刑法概説各論』(成文堂、2011年) 56-57頁、西田典之『刑法各論』(弘文堂、第6版,2012年) 84-85頁、大野真義ほか『刑法各論』(世界思想社、2014年) 93-94頁、前田雅英『刑法各論講義』(東京大学出版会、第6版、2015年) 108-109頁、井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣、2016年) 136頁、大谷実『刑法講義各論』(成文堂、新版第5版、2018年) 73-75頁など参照。なお、関連する犯罪類型である旧・国外移送目的人身売買罪(2005年改正以前の刑法226条2項。以下、注においては「旧人身売買罪」という)の成立要件についても同様に解するものとして、たとえば、団藤重光編『注釈刑法(5)各則(3)』(有斐閣、1965年)305頁[香川達夫]、内田文昭『刑法各論』(青林書院、第2版、1984年)140-141頁など参照。
- (7) 國井大祐「判批」捜査研究56巻7号 (2007年) 30頁,宮地佐都季「判批」研修704号 (2007年) 77頁。この裁判例は、被告人の内縁の妻が売春宿の経営者に被害者を売り渡そうとすることを知りながら、被告人の車で被害者を自宅に連れ帰った行為や車内での被害者の引渡し行為が人身売買罪の正犯になるかが争われた事案であった。それによれば、 被告人は以前から内縁の妻の行う人身売買に関係しており、今回も内縁の妻が被害者らを売買することを認識できたこと、 被告人の行為は人身売買を成立させる上で重要な行為であること、 被告人は内縁の妻の行為に加担することで、同一生計である内縁の妻に違法な報酬を得させること及び内縁の妻との関係を継続できるという利益を得ていたことから、被告人に対して人身売買罪の共謀共同正犯が成立するものとされた。
- (8) 旧人身売買罪についての裁判例も存在してはいるものの、そこでの主な 争点は、実行の着手の時期や、同罪が旧・国外移送目的略取罪 (2005年改 正以前の刑法226条1項、現・所在国外移送目的略取罪226条の2第5項) と競合した場合のその成否についてであった (大判大正6・7・18評論6 刑法236頁、大判昭12・3・5 刑集16巻254頁)。

196 (140) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

_

(1) 本判決は、不法な支配の確立に必要な自由拘束の程度に関して、「必ずしも被害者の自由を完全に拘束することまでは必要ないものの、被害者に対し物理的又は心理的な影響を及ぼし、その意思を左右できる状態に被害者を置き、自己の影響下から離脱することを困難にさせ」ることを要すると判示しており、高度な自由拘束までは要求していない。検察官も被害者が脆弱な立場に置かれればその行動の自由は制限されることになるから、自由拘束の程度が高度でない場合又は物理的・心理的影響を及ぼす行為が比較的弱い場合でも不法な支配が確立するとし、具体的考慮事情として、被害者らが年少であること、地理に不案内であること、日本語能力に乏しいこと、所持金がわずかであること等を挙げた。この点につき、学説においても、高度な自由拘束は必要なく、具体的には「自己の影響下から離脱することを困難にさせる」程度であれば良いとされている。これについては、本罪の趣旨が金銭の授受等を用いて人に対する不法な支配を獲得しこれを移転させる行為の処罰であること及び本罪の保護法益が自由であることと関係していると思われる。すなわ

⁽⁹⁾ 高橋・前掲注 (6) 100頁, 111頁, 前田・前掲注 (6) 65頁, 大谷・前掲注 (6) 65頁。

⁽¹⁰⁾ 久木元ほか・前掲注 (6) 50頁,「法制審議会刑事法 (人身の自由を侵害する犯罪関係) 部会第1回会議議事録」(2004年10月4日) http://www.moj.go.jp/content/000021002.exe (2018年9月23日最終閲覧)。

⁽¹¹⁾ 人身売買罪の保護法益を被害者の自由及び人格の尊厳もしくは人間の尊厳とするものとして、川端・前掲注(6)181-182頁、須之内・前掲注(6)57頁、大野ほか・前掲注(6)93頁。また、旧人身売買罪の保護法益につき、拐取罪と関連付けて、人の自由とする見解や人の自由及びその安全とするものとして、たとえば、団藤編・前掲注(6)307-308頁[香川]、内田・前掲注(6)126-128頁、植松正『刑法概論 各論』(勁草書房、再訂版、1975年)304頁、平川宗信『刑法各論』(有斐閣、1995年)179-180頁、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法第11巻第209条-第229条』(青林書院、第二版、2002年)377-379頁[山室恵]、大塚仁『刑法概説(各論)』(有斐閣、第3版補訂版、2005年)82-83頁。なお、旧人身売買罪には風俗

ち、こうした方法・態様により人の身柄を獲得しようとする場合、対象者からより多くの収益を確保しようとする動機が働くため、買受け行為時点での自由侵害の程度が低くてもその者の自由が将来的に強く拘束される恐れがあり、被害者の法益がさらに侵害される危険性が大きい。こうした将来的に高度な自由の侵害がなされる恐れがあるため、買受け行為時点での自由侵害の程度が低くても不法な支配の確立が認められるべきである。また、人身売買の手段に拐取が用いられることも多いが、成人に対する拐取罪でも、被略取者に対する暴行・脅迫等は、必ずしも自由を完全に拘束する程度である必要はなく、具体的には「自己の影響下から離脱することを困難にさせる」程度であるとするのが判例の立場である。すなわち、この種の罪の保護法益である自由の拘束の基準については、判例においては基本的にそのような程度のもので足りるとされてきたのであり、本判決も、そのような従来の判例の考え方に沿って同様

犯的側面もあるとするものとして,荒川正三郎「略取及び誘拐の罪」滝川幸辰編『刑事法講座第7巻・補巻』(有斐閣, 1947年) 1634-1644頁参照。

- (12) 久木元ほか・前掲注 (6) 49頁, 高橋・前掲注 (6) 111頁, 井田・前掲注 (6) 136頁, 大谷・前掲注 (6) 74頁。
- (13) 営利目的拐取罪に関する事例として、18歳の女性を売春宿に売り渡して利益を得ようと企て同女を自宅に1泊させた行為が「自己の影響下から離脱することを困難にさせる」程度の自由拘束であるとされ、実力的支配の存在が認められたものとして、東京高判昭和31・8・20東高刑時報7巻8号344頁参照。
- (14) 拐取罪の保護法益をめぐっては、被略取者の身体の自由、監護権、人的保護関係、被略取者の自由および身体の安全などの見解が対立しているものの、保護法益に自由が含まれることについて争いはないと思われる。この点に関しては、高橋・前掲注(6)100頁、111頁、前田・前掲注(6)101頁、大谷・前掲注(6)65頁、平川・前掲注(11)179頁、香川達夫『刑法講義各論』(成文堂、1982年)128頁、吉田敏雄「行動の自由の保護」阿部純二ほか編『刑法基本講座第6巻各論の諸問題』(法学書院、1993年)77頁、名和鐵郎「判批」西田典之=山口厚=佐伯仁志編『刑法判例百選』(有斐閣、第5版、2003年)24-25頁、山中敬一『刑法各論(2)』(成文堂、2004年)125頁参照。

198(142) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

の基準を採用したものといえる。

(2) 支配の有無の判断方法につき、控訴審の検察官は、身柄の引渡しがあったもしくは被害者が地理に不案内である等の脆弱な立場ゆえ行動の自由が制限された状態にあったと認定できる場合、特段の事情がなければ不法な支配が確立すると主張した。これに対して、本判決は、そのように限定された事実に着目して不法な支配の有無を判断するのではなく、「場所的移動の有無やその程度、自由拘束の程度やその時間の長短、対象者の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等」の「諸要素」を総合考慮すべきとの弁護人の主張を採用しており、これは、2005年の人身売買罪新設時の立案担当者の説明に沿うものである。学説でも、自由拘束の程度、対象者の年齢、犯行場所等の諸要素を総合考慮し、不法な支配の確立について判断するものと解されている。

人身売買がより複雑化・巧妙化した手段・方法でなされる状況を踏まえれば、不法な支配の成否に関する判断基準も、それに対応しうるものでなければならない。この点につき、奴隷売買の処罰を目的としていた旧・国外移送目的人身売買罪(2005年改正以前の刑法226条 2 項)では、売渡人が被害者の自由を完全に抑圧するようなケースが想定されていたと思われ、身柄の移転の有無から犯罪の成否を判断することが可能であった。それゆえ、学説でも不法な支配の意義について詳細に検討されることはなく、既遂時期との関係で、不法な支配が移転した時に既遂に達す

⁽¹⁵⁾ 久木元ほか・前掲注 (6) 49頁。

⁽¹⁶⁾ 高橋・前掲注 (6) 111頁, 西田・前掲注 (6) 84-85頁, 前田・前掲注 (6) 108-109頁, 大谷・前掲注 (6) 73-74頁。

⁽¹⁷⁾ 団藤編・前掲注 (6) 303頁 [香川], 木宮高彦 『特別刑法詳解第2巻売春・人身売買』(日本評論新社,1962年) 169頁。

⁽¹⁸⁾ たとえば、団藤編・前掲注 (6) 307-308頁 [香川]、荒川・前掲注 (11) 1643頁、大塚編・前掲注 (11) 415-416頁 [山室]、大塚・前掲注 (11) 92 頁、香川・前掲注 (14) 365頁、牧野英一『刑法各論下巻』(有斐閣、1951年) 476-479頁、団藤重光『刑法綱要各論』(創文社、第3版、1990年) 485頁、柏木千秋『刑法各論』(有斐閣、1966年) 383頁。

るとの言及にとどまっていた。しかしながら,近年問題となっている人 身売買では、ブローカーらが被害者に対して労働契約を締結するように みせかけて、欺罔行為を用い人身売買の被害者であることを本人に自覚 させず不法に支配することも多く、身柄の移転の有無を判断基準として. 支配性を判断することが難しい。かといって、身柄の移転の代わりに報 酬の授受や対象者の脆弱性に重点を置いた判断基準を立てると、金銭の 授受を伴いつつ日本に不慣れな外国人を国内に受け入れるようなケース が広く人身売買罪を構成することにもなりかねない。例えば、外国人技 能実習制度の場合、技能実習生の受入れを希望する企業は、外国の送り 出し機関に対して金銭を支払い技能実習生を日本に派遣させた後、技能 実習生に住居や仕事を提供する。地理に不案内である等の脆弱性ゆえに 技能実習生は受入れ企業に頼る必要があったとの事情から、不法な支配 が確立していたと判断される恐れもある。こうしたケースにつき的確に 支配性の有無を判断するには、本判決が挙げる上記「諸要素」を具体的 に総合考慮し対象者の意思を拘束したといえるかを問題にする必要があ るといえよう。

⁽¹⁹⁾ 大塚編・前掲注 (11) 303頁 [山室]。

⁽²⁰⁾ 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク (JNNC)「定期報告書の審議に関する論点と質問のリスト:日本」NGO回答 (日本語仮訳)」国際女性23巻1号 (2009年) 126頁, 131頁。

⁽²¹⁾ 人身売買に類似する労働形態の例として、プロ野球のドラフトを挙げる ものとして、久木元ほか・前掲注 (6) 51頁参照。なお、労働形態以外で、 人身売買と類似するケースに関して、国際養子縁組や国際結婚を挙げるも のとして、高橋・前掲注 (6) 111頁、久木元ほか・前掲注 (6) 51-52頁参照。

⁽²²⁾ もっとも、企業による外国人技能実習制度の悪用も考えられ、実際に、技能実習生に対する長時間労働の強制や賃金の不払い等が問題となっている。こうした制度の悪用は、人身売買の一形態であるとの評価を受けている (「第183回国会法務委員会第12号議事録」(2013年5月10日) http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/183/0003/18306130003012.pdf (2019年1月13日最終閲覧))。

⁽²³⁾ 大谷・前掲注 (6) 74頁。

200 (144) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

(3) 不法な支配の有無についての具体的な判断につき、本判決は、既述のとおり、場所的移動の有無やその程度、自由拘束の程度やその時間の長短、対象者の年齢、犯行場所の情況、犯行の手段・方法等を挙げている。これらの諸要素に従って認定事実を整理すると、支配性を肯定する方向に作用しうる事情として、 被害者らは空港から本件借家に移動した後、Xらの運転する自動車でQのもとへと連れて行かれたこと、Xらが本件借家に被害者らを宿泊させた後、Aが被害者らを預かりゴルフクラブを持ち込みその動静監視をしていたこと、 被害者らは年少である上、初来日のため地理に不案内であり、日本語を話すこともできない等の脆弱な立場にあったこと、 被害者らは来日直後からQに身柄を引き渡されるまでの2日間のほとんどの時間をA及びXらと過ごしており、被害者らのみで行動することはなかったこと、 マカオのブローカーから日本への渡航費用をはるかに上回る金額の借金を背負わされていたこと等の事実がある。

他方、支配性を否定する方向に作用しうる事情として、 被告人らは被害者らのパスポート等の所持品を取り上げなかったこと、 被告人らは被害者らが逃げ出さないようにするために物理的又は心理的な圧力を加えるような言動をしていなかったこと、 被害者らは本件借家において外部と連絡をとるなど自由に行動していたこと等の事実が存在する。

まず、被害者らがマカオにいる間にブローカーらの支配下にあったのかという点について、控訴審の検察官は、 の事実により、ブローカーが被害者らに対して借金返済のために売春行為への従事を強いており、その自由を奪っていたと主張した。これに対して、本判決は、被害者らがブローカーから日本で働くよう強制された状況をうかがわせる供述をしていない点を重視し、「ブローカーから、そのことを口実に上記のような心理的な圧力を加えられていたものと認めることは困難である」と判示し、不法な支配の確立を否定した。

次に、A及びXによる不法な支配が確立していたかについて、原判決

は、Aにつき、の要素に加え、Aが「被害者らの稼働場所が見付かることに利害関係を感じていた」点から、被害者らを「空港に迎えに行き、本件借家に宿泊させた後、被告人に引き渡すまでの一連の行為」を身柄の保全行為と評価し、不法な支配の確立を認めた。Xに対しては、、

の要素から、不法な支配の確立を認めた。また、控訴審の検察官は、被害者らがその脆弱性ゆえ被告人らに頼らざるを得ない状況であったことに加え、「日本で売春婦などとして稼働して返済することを強いられることにより、自由を奪われていた」とすれば、「被害者らは、被告人らにパスポートを取り上げられていなくても、自由に行動できる状態にはなく、被告人らの下を離脱することなどできなかったと考えられ」、不法な支配は確立すると主張した。

これに対して、本判決は、「被告人らが被害者らを自己の支配下に置 いたものと、合理的な疑いを差し挟む余地なく認定することはできない」 と判示し、不法な支配の確立を認めなかった。たしかに、被害者らの身 柄が買受人に引き渡されていたことや、被告人らによる動静監視があっ たことを踏まえると、被害者らの精神的もしくは身体的自由について、 少なからず売渡人らの影響が及んでいたことは否定できず、被害者らの 行動の自由は一定程度拘束されていたといえよう。しかし、本判決では、 具体的考慮事情として、 ~ のような支配性の否定につながるものが 挙げられている。そして、Aによるゴルフクラブ所持の事実についても、 被害者らがAによるその所持を認識していたと認める証拠がないこと等 を理由に、これを利用して被害者らを威圧し、あるいは、威圧しようと したとまで認めることはできないとしている。加えて、 の被害者の脆 弱性についても、被害者らが被告人らを頼らざるを得ない状況にあった ことを肯定しつつも、「被害者らがそうした状況にあり、かつ、被告人 らがそのことを認識していたからといって、直ちに、被害者らが被告人 らの下を離脱することができなかったと認められるものではな」いと判 示した。被害者ら(特にV)が売春業に従事する可能性を十分に認識し

202 (146) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

ていなかったとして、この点が犯罪成立にどのような影響が及ぶかについては、本判決からは明らかではないものの、スナックSで売春に従事することにつき、被害者らがXらから心理的な圧迫感等を感じていたとの供述をしていないことから、「心理的圧力を加えられたという状況」にはなかったと認定している。

既述のとおり、複雑化・巧妙化する人身売買について的確に支配性の有無を判断するには、本判決の言う「諸要素」を具体的に総合考慮し対象者の意思を拘束したといえるかが重要となるう。そして、本判決が判示しているように、支配性の有無の判断においては、本件では特に「被告人らが行った行為や被害者らの心理状態等について具体的に検討する必要がある」といえよう。たしかに、本件では、被害者らの自由が一定程度奪われていたことは認められるものの、被害者らが被告人らに対して心理的圧迫を感じていないだけでなく自由に行動することが可能な状況であった点に留意すれば、被害者らの意思は、自己の影響下から離脱することを困難にさせる程度に抑圧されていたとは言い難い。それゆえ、本判決が「被告人らが被害者らを自己の支配下に置いたものと、合理的な疑いを差し挟む余地なく認定することはできない」と判断したことは、妥当である。

Ξ

本判決は、新設された人身売買罪について高裁レベルで初めて不法な 支配の有無について判断したものである。既述のように従来の関連判例、 学説の基本的潮流を継承した上で、不法な支配の確立には、被害者の意

⁽²⁴⁾ 被害者らが契約時に提示された職種と実際に従事する業種が異なることを知りつつも被害者らに仕事を斡旋した X の行為は、被害者を錯誤に陥らせている可能性があるといえるが、本判決では、このような場合にも意思の抑圧が認められるかについては、特に触れられていない。なお、旧人身売買罪を風俗犯として位置付け、被害者による同意を違法性阻却事由としないものとして、荒川・前掲注(11)1644頁。

⁽²⁵⁾ 大谷・前掲注 (6) 74頁。

思を「自己の影響下から離脱することを困難にさせる」程度に拘束していたといえることが必要であることを明らかにした点で、その先例的価値は高いと考えられる。ただ、既にみたように、複雑化・巧妙化した事例が増えていることが指摘されており、本件のように微妙な判断を迫られることは今後も予測される。こうしたケースでは、身柄の移転の有無から不法な支配の確立を判断することは困難であり、被害者の意思の抑圧の程度について、その心理状態を踏まえつつ具体的に検討する必要があるといえよう。

ちなみに、すでに本判決以後に下級審において人身売買罪の不法な支配の成否が争われた事例が報告されており、注目される。この裁判例においては、本判決と同様に「諸要素」に照らして被害者の意思の抑圧の程度を具体的に検討していると解される一方において、本判決とは結論を異にし、被害者が被告人らによる一連の行為によりその支配下にあったとして人身売買罪の成立が肯定されている。当該裁判例では、被害者

- (26) 東京地判平成26・10・17, 東京地判平成27・12・16, 東京地判平成28・2・10 (いずれも公刊物末搭載)。これらの裁判例は、内藤惣一郎「判批」研修838号 (2018年) 21-42頁において紹介されており、日本人とフィリピン人の売渡人がフィリピン人女性2名をそれぞれ結婚目的、わいせつ目的で別々の買受人に売り渡した行為につき、売渡人らが被害者の自由を完全に拘束したとはいえない事情のもとで不法な支配の有無が争われた事例であったようである。なお、内藤「判批」の紹介においては、相被告人に対する公判が分離されているものの、認定事実がほぼ同一であることから、3件の裁判例を区別せずに一連の事例として論じている。
- (27) 前掲注 (26) の裁判例のうち、結婚目的での人身売買の事例については、被害者の行動は売渡人らの意向に従ったものであり、売渡人らから1人での外出を控えるように言われ実際に1人で出歩かなかったこと、売渡人らは警察に被害者らを逮捕させる等の脅迫をし、被害者の行動を意のままにしようとしたこと、プリペイド式携帯電話を所持していたものの、Wi-Fiの利用を許可してもらうかもしくはプリペイド式携帯の残高度数を増やしてもらわなければ外部と連絡が取れなかったこと、被害者は買受人から家の鍵をもらっていたが1人での外出が禁止されていたことといった事実から、不法な支配の確立が認められた(内藤・前掲注 (26) 21-29

204 (148) 人身売買罪につき、被害者に対する「支配」の有無が争われた事例 (森山)

が被告人らの一連の行為により絶望的な気持ちになったなどの結果,その意のままに行動せざるを得ない心理状態にあった点において,本件とは事案の内容が大きく異なっており,このことが不法な支配の確立を肯定する判断につながったものと思われる。

なお、本件では、被害者らに対するXの行為につき、人身売買罪の成立は否定されたが、Qによる一連の行為が人身取引議定書にいう性的搾取に当たる可能性については、別問題である。そのため、本判決の結論により被害者らが医療支援や経済的支援等の種々の支援の対象からただちに除外されるものではないことに留意すべきである。

- 頁)。また、わいせつ目的での人身売買の事例については、 被害者はブローカーから複数人の男性との性行為を強要されていたこと、 ブローカーは被害者が逃げ出さないようにパスポートを没収したこと、 被害者は、1人で出歩くと警察に逮捕される等の脅しをブローカーから受けたため、1人で出歩くことが難しかったこと、 被害者は周りの人と言葉も通じず地理に不案内であったため絶望的な気持ちでいたこと、といった事実をもって、不法な支配の確立が認められた (内藤・前掲注 (26) 21-29頁)。
- (28) 人身取引に関する国際文書で、正式名称は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人 (特に女性及び児童) の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, United Nations, Dec. 25, 2003, 2237 U.N.T.S. 319.) である。
- (29) Qが被害者らに売春を強要しその代金を搾取することを目的として、X に金銭を支払い被害者らの身柄を獲得したといえる場合、Qによる一連の行為は、人身取引議定書にいう「他の者を売春させて搾取すること」(同議定書3条a項)に該当し、同議定書で定義された「人身取引」に該当する可能性がある。
- (30) 人身売買罪の成否は人身取引の過程に比重がある刑事的判断であるが、被害者支援の当否は、搾取被害に着目する回復支援の問題である。なお、人身取引被害者に対する経済的支援について論じたものとして、拙稿「人身取引犯罪被害者に対する経済的支援に関する一考察 性的搾取を受けた外国人被害者を中心に」中京法学51巻1号(2016年)33-158頁参照。